

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月11日
【発行者の名称】	株式会社 a n d U S
【代表者の役職氏名】	代表取締役 廣岡 伸弥
【本店の所在の場所】	富山県富山市根塚町3丁目8-7
【電話番号】	076-491-6050 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 藤掛 和音
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年7月15日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 a n d U S https://corp.and-us.jp/Company/profile 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期	第13期	第14期
決算年月		2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高	(千円)	351,096	463,593	550,687
経常利益	(千円)	2,405	8,821	981
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	1,785	2,388	△26,379
純資産額	(千円)	35,321	37,710	11,331
総資産額	(千円)	214,454	359,383	335,713
1株当たり純資産額	(円)	108.68	116.03	34.86
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額)	(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期 純損失(△)	(円)	5.49	7.35	△81.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	16.47	10.49	3.38
自己資本利益率	(%)	5.18	6.54	△107.58
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	30,713	△43,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△69,308	△45,675
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	106,955	15,242
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	147,969	79,653
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	16 (2)	21 (1)	20 (3)

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 当社は、2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っています。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しています。
- 3 第12期から第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第12期及び第13期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第14期は潜在株式が存在しておらず、また当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 4 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 5 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- 6 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
- 7 第12期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目について

は記載しておりません。

- 8 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第14期の財務諸表については、フェイス監査法人の監査を受けておりますが、第12期及び第13期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
- 9 当社の2025年4月15日開催の臨時株主総会において、2025年5月26日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社子会社である株式会社コ・クリエーション、株式会社7VEERSを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約が承認可決されました。これらにより前期比較が困難であるため、以下に参考情報として合併前の連結経営指標等を掲載しております。

(参考) 合併前の連結経営指標等

回次		第12期	第13期
決算年月		2023年11月	2024年11月
売上高	(千円)	352,891	497,587
経常利益	(千円)	1,388	16,019
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	687	19,596
包括利益	(千円)	687	19,596
純資産額	(千円)	35,531	29,652
総資産額	(千円)	216,745	401,954
1株当たり純資産額	(円)	109.32	91.23
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額)	(円)	—	—
1株当たり当期純利益	(円)	2.11	60.29
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	16.39	7.38
自己資本利益率	(%)	1.93	66.09
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	16 (2)	21 (1)

- (注) 1 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 2 当社は、2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っています。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しています。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
- 4 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 5 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- 6 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
- 7 連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 8 上記数値については、監査法人の監査はを受けておりません。

2 【沿革】

当社は2012年6月、現専務取締役である廣岡香織によって設立されました。

設立の背景として、当時創業者が個人事業主として運営していた美容サロン事業が着実に拡大し、その運営規模の拡大に伴う社会的信用の獲得および、永続的な経営基盤の構築（組織化）を目的として法人化に至ったものです。現在は「美容で地域に灯美を」を理念に掲げ、美容サロン事業のみならずサロン専売コスメメーカーとして美容サロン経営を支援することで美容サロン経営者・来店するお客様に美容の力で外見・内面共に成長実感を与えることを事業の目的としております。

年月	沿革
2009年11月	石川県野々市にて個人サロン事業を開始
2012年6月	同サロンを法人化し、富山県高岡市にて株式会社 a n d U S 設立
2014年3月	富山県富山市にて自社サロンeyedeal BEAUTY LABORATORYを開業
2016年1月	自社企画コスメのためのEC事業・HP制作事業を行う子会社 株式会社コ・クリエーション設立
2017年10月	サロン専売コスメ事業として「Omeme.」ブランドを企画立ち上げし、まつ毛美容液Omeme.grow and protectを発売
2020年8月	美容サロン向け教育事業& I N C（現サロスタ）リリース
2020年10月	富山市根塚町に本社移転
2022年5月	自社サロンeyedeal BEAUTY LABORATORYを富山県富山市内で移転
2022年6月	&INCの事業名を「サロスタ」に変更
2022年10月	美容サロン向け会計トレーニング事業「Fice」リリース
2024年8月	海外進出を目的に、日本国内でのオンラインスクールの運営と、海外での美容用品の販売を行う株式会社7 V E E R Sの株式を65%取得し、子会社化
2025年3月	Omeme. シリーズをリブランディングリリースし、「omeme」にブランド表記を変更
2025年3月	株式会社コ・クリエーションを完全子会社化 株式会社7 V E E R Sを完全子会社化
2025年5月	株式会社コ・クリエーションを吸収合併 株式会社7 V E E R Sを吸収合併
2025年8月	日本で展開する自社企画コスメの台湾展開を目的として、台湾で安達思燈美國際有限公司を当社100%子会社として設立

3 【事業の内容】

当社は「美容で地域に灯美を」という経営理念のもと、美容サロン経営者の経営課題解決を支援し、顧客であるサロン経営者およびその利用者へ向けて「成長実感」を波及させることを目的に事業を展開しております。

当社の事業は「コスメ事業」を主力事業とし、次いでBLT（サロン）事業、サブスクリプション型学習サービスから構成されており、それぞれの事業内容は以下のとおりとなっています。

(1) コスメ事業

アイサロン・ヘアサロン・エステサロン・ネイルサロン等に向けたサロン専売コスメの企画・販売を行っており、1人経営の事業主様から全国展開する法人顧客まで幅広く取引を行っています。また、当社の経営理念を具現化する教育・支援プラットフォームとして、美容サロン経営に必要なマインド（考え方）やナレッジ（知識）を体系的に提供するサブスクリプション型サービス「サロスタ」を展開しております。

当業界におけるコスメは、一般に販売形態別では、（1）小売店等で一般消費者向けに販売される製品、（2）美容室・理容室・アイサロン等美容サロン向けに販売される製品に分類することができます。

当社では（2）の美容サロン向けの化粧品を販売しており、「BLT（サロン）事業」における市場調査に基づいた製品の企画を主導しております。具体的には、サロン現場の詳細なニーズを捉えた製品コンセプトの立案および仕様の策定を行い、株式会社WSPをはじめとする製造販売許可を有する製造販売業者に対して製品の供給（製造管理・品質管理）を依頼しております。商品企画・開発にあたっては以下のように製造販売元と分担しております。

工程	詳細	担当
企画・商品の概要決定	例) 固めのテクスチャーのまつ毛美容液を、小さいブラシで作りたい。などの方向性	当社のみ
商品仕様の策定	原材料とその割合等	製造元と当社
試作品の作成	仕様に基づいて試作品を作成 ※バルク（中身）・ボトル・箱は同時進行で同じ流れ	製造元
試作品の検証	当社サロンや社内で試作品の使用感を検証し、修正指示またはOKを出す	当社
見積り作成	仕様の策定時点で大まかな見積りは出ているが、成分が決定した時点で正式な見積を提出	製造元
発注	販売価格の決定 社内稟議の後、発注	当社
商品の詳細仕様決定	商品名や内容量決定	製造元と当社
上記以降、製造は完全に製造元に委託しております。		

実際の製造工程においては、同社が選定・管理する外部の提携工場において生産が行われ、当社は完成した製品を仕入れ、美容サロンに対して販売する形態をとっております。これにより、当社は薬事上の管理体制を専門業者へ委託しつつ、強みである美容サロンへのコンサルティングおよび営業活動に経営資源を集中させるファブレス型のビジネスモデルを構築しております

当社で展開しているコスメの主なブランドは以下のとおりです。

① omeme（オメメ）

現在、当社のコスメ事業における売上の大部分は、この「omeme（オメメ）」ブランドが占めております。2017年に当社初のブランドとして発売した目元特化型コスメブランドであり、アイサロン経営で培った知見を商品開発に反映させてまいりました。施術現場での扱いやすさや、お客様が日常的に使い続けやすい設計が評価され、現在では口コミを通じて導入店舗を大きく拡大しております。「omeme」が施術者およびお客様から支持されている具体的な強みは以下の通りです。

<omemeの強み>

- ・ 施術のクオリティを高める設計

まつ毛施術後の美しい状態をより長く、美しくキープすることに主眼を置いています。使用することで、まつ毛パーマの仕上がりを整えたり、バランスの良い状態を保つ手助けをしたりするなど、施術を活かした仕上がりを実現できる点が、多くの施術者から高く評価されています。

- ・ 幅広いニーズに応えるラインナップ

複数の種類を展開しているため、まつ毛美容液を初めてお使いになる方から、強いこだわりを持つ方まで、お客様一人ひとりの悩みや好みに合わせたご提案が可能です。

- ・ 継続使用を促すユーザーフレンドリーなデザイン

中身が見える透明ボトルや、使用量を確認できる目盛り付きのデザインを採用し、毎日の使用習慣を形成しやすいよう工夫を凝らしています。

- ・ 続けやすい価格とボリューム

高品質ながら、大容量で手に取りやすい価格設定を実現しており、美しさを維持するために欠かせない「継続的な使用」を強力にサポートいたします。

現在は、まつ毛美容液、マスカラ、眉メイク、目元美容液、クレンジングなど、目元のトータルケアが可能なブランドとして多角的に展開しております。申請期である2026年5月時点での商品数は10種類に達しました。2025年3月には主力商品のまつ毛美容液（メーカー希望小売価格4,290円・税込）を大人女性向けにリブランディングし、導入店舗数は6,500店舗以上を達成しております。



② BIOtea（ビオテア）

2023年10月に立ち上げたヘアケア・スキンケアブランドで、岐阜県揖斐川町の耕作放棄茶畑から採れる茶実を活用し、常在菌に着目したヘアオイルとローションを開発し販売しております。年齢や性別を問わず使用でき、当社の市場をアイサロン中心からヘアサロン・エステサロンへ拡大させています。



当社の営業活動においては、単なる製品の卸売にとどまらず、導入サロンの店販（店頭販売）における課題解決を支援する「伴走型営業」を基本としております。

(ア) 自社による直接販売（メインチャネル）

新規顧客の開拓は、テレアポやDMによるプッシュ型営業に加え、WEBサイト等からの資料請求（プル型営業）および既存クライアントからの紹介により行っております。商談はオンラインを中心に、サロンの立地や規模に応じて直接訪問を組み合わせ、各サロンの経営課題に合わせた製品提案を実施しております。導入決定後は、当社専用のサロン向けECシステムを通じて注文を受け、自社の物流チームが迅速な発送を行う体制を構築しております。

最大の特徴は、導入後もサロンでの販売が円滑に進むよう、継続的なアフターフォローや販売推進支援を行い、サロンの収益向上に寄与する点にあります。

(イ) 代理店を活用した販売網

広範な市場へのアプローチを目的として、一部代理店による販売も活用しております。提携にあたっては、当社の経営理念および営業手法を深く理解し、サロンに対して専門的な商品説明が可能な体制を持つ代理店に限定しております。代理店との契約においては、市場での競合を避けるため、代理店顧客への直接営業を行わない等の明確な営業ルールを定めております。なお、当社は顧客との直接的な接点およびコンサルティングの質を重視する観点から、代理店経由の売上高比率をコスメ事業全体の3割以内に抑える方針をとり、自社開拓による強固な顧客基盤の構築に注力しております。

また、当社の経営理念を具現化する教育・支援プラットフォームとして、美容サロン経営に必要なマインド（考え方）やナレッジ（知識）を体系的に提供するサブスクリプション型学習サービス「サロスタ」を展開しております。当社は美容サロンが「地域にとってなくてはならない存在」として、相手を主役にできる支援的なリーダーシップを備えた「サポーター・リーダー®」を目指すことを提唱しています。「サポーター・リーダー®」とは、具体的には、永続的な集客・定着力、信頼基盤に基づく商品販売力、人間関係構築力、コミュニティ形成におけるリーダーシップ、そして長期ビジョンへの確信力の5つの要素を兼ね備えた美容サロン経営者・従事者のことを指します。この5つの力を学ぶことができる動画とセミナー、サロン間のネットワークの構築及び、BLT（サロン）事業で実証された運営ノウハウを、コスメ事業のクライアント（導入サロン）に対しコンサルティング形式で提供することで、製品販売と経営支援の両面から顧客との強固なリレーションシップを築いております。

サブスクリプション型学習サービス「サロスタ」の料金形態は以下の通りです。※クレジットカード支払いのみ

プラン名	月額（税抜）	内容
ライトプラン	0円	動画を数本無料開放
スタンダードプラン	3,900円	動画視聴（全て） セミナー参加権
チャレンジプラン	7,800円	動画視聴（全て） セミナー参加権 アングス社内勉強会参加権

①教育コンテンツとコミュニティの提供

会員制の動画コンテンツ配信および、代表取締役を中心とした月1回の定例セミナーを通じて、単なる手法（やり方）の伝達にとどまらず、「自ら考える力」を養う教育を行っております。また、上位会員に対しては、当社の社内研修である「CX0勉強会」への参加機会を提供しており、クライアントの当社ブランドに対する高いロイヤリティの醸成に寄与しております。動画コンテンツ数は200以上あり、代表だけではなく専務の廣岡香織や弊社社員も講師として動画に登壇しております。

- ③ ネットワークの構築 会員同士の交流やサロン見学を通じたコミュニティ形成を促進しており、業界内での情報の質と鮮度を高める相互支援のネットワークとして機能しております。



※画像内の代表 廣岡伸弥の名前を「伸那」と表記しております。これはビジネスネームとして「伸那」を使用しているためです。本名は廣岡伸弥であります。

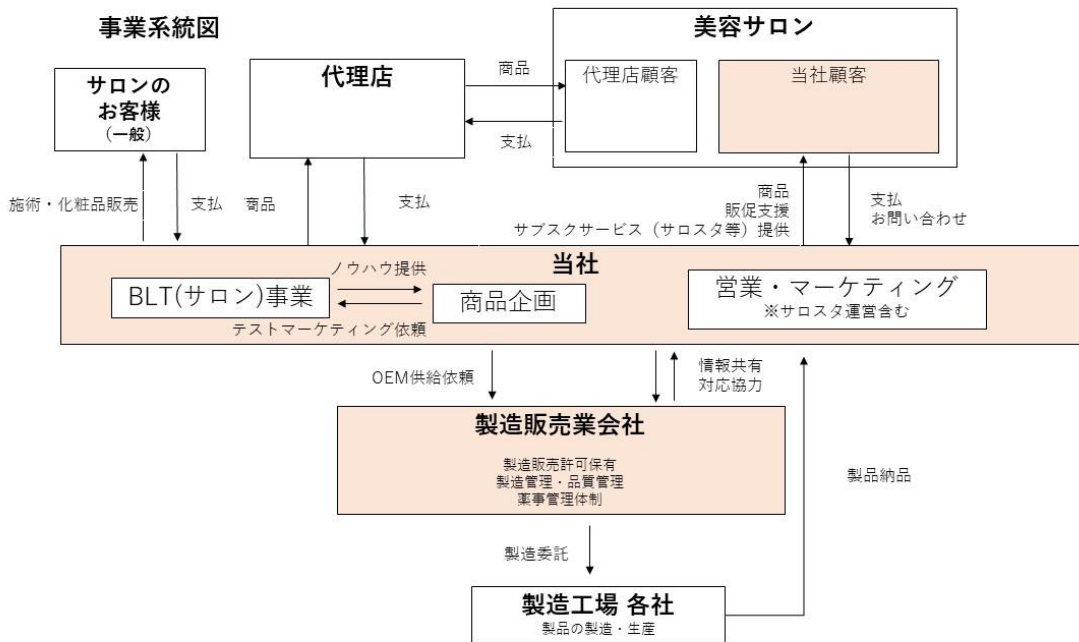
(2) BLT（サロン）事業

「eyedeal」ブランドとして富山県においてアイサロンを運営しております。目元を中心とした施術に加え、自社コスメの販売（店販）およびサロン経営ノウハウの提供を行っております。

当事業は、単なる店舗運営にとどまらず、「eyedeal BEAUTY LABORATORY（研究所）」として、コスメ事業における「現場検証・フィードバック拠点」の役割を担っております。新製品の開発段階において、自社サロンの施術者がプロフェッショナルの視点から「施術時の扱いやすさ」や「サロンワークにおける仕上がりの維持感」等の実務的な検証を行い、同時に来店客の満足度を直接収集しております。これにより、現場の感覚に即した高い実用性を持つ製品企画を実現し、発売後の市場適合性を高める体制を構築しております。

また、美容サロン業界では珍しい日曜休業制度を導入しながらも、スタッフ育成のシステム化と高効率なマネジメントにより、業界水準を大きく上回る1店舗あたりの生産性を実現しております。





4 【関係会社の状況】

当社は、非連結子会社1社（安達思燈美國際有限公司）を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年6月11日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20(3)	25.7	2.7	4,318

セグメントの名称	従業員数(名)
コスメ事業	14 (0)
BLT (サロン) 事業	4 (1)
全社 (共通)	2 (2)
合計	20 (3)

(注) 1 従業員は、就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員(1日8時間換算による)であります。

3 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社管理部門等に所属しているものであります。

4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用環境の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調が見られましたが、物価上昇の影響は依然として続いており、実質賃金の伸びは限定的となる中で個人消費は力強さを欠く状況となりました。しかしそのような中でも、2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大を契機として生じた消費行動の変化は、徐々に平常化しつつあると認識しております。コロナ禍およびその後数年間においては、行動制限や生活様式の変化により、個人の消費先が限定される傾向が見られましたが、2025年に入ってから、外出・体験・娯楽等への支出が回復し、消費先の多様化が進んでおります。

この結果、個人消費はコロナ禍特有の集中型から、コロナ前に近い分散型の消費構造へと移行しつつあるものと考えております。

美容業界におきましては、2020年以前には、繁忙期と閑散期が明確に分かれる季節性のある需要構造が形成されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により一時的に全産業が大きな影響を受けました。その後、感染対策を講じた美容サロン業態は比較的早期に営業を再開し、外出や旅行、飲食等の消費が大きく制限される中で、相対的に需要が集中する状況となりました。

特に、マスク着用が日常化したことにより目元美容への関心が高まり、アイサロンをはじめとする美容サロンでは来店頻度の上昇が見られるなど、一定期間にわたり需要が底堅く推移いたしました。

しかし、2023年5月頃の行動制限緩和以降は、旅行や娯楽、外食等への支出が回復し、個人消費の選択肢が再び多様化しております。これに加え、物価上昇や生活防衛意識の高まりを背景に、美容サロン業界においては他業種との競争が強まり、来店頻度の低下や需要の分散が進行いたしました。

その結果、2025年後半にかけては、コロナ禍をきっかけに生まれた特需的な需要は収束し、コロナ前と同様に繁忙期と閑散期の差が再び明確となる市場環境に回帰しつつあります。このような環境変化の中で、これまで一定の需要に支えられ事業を継続できていた事業者においても、2025年に入り経営環境の変化への対応力が問われる局面を迎えております。

当社におきましては、根本理念「縁ある人の潜在的な可能性を覚醒し、成長実感を波及する」、経営理念「美容で地域に灯美を」のもと、事業基盤の強化と中長期的な成長に向けた取り組みを推進いたしました。

当事業年度の前半においては、主力商品であるまつげ美容液シリーズのリブランディングを実施しました。具体的にはブランド名表記の変更やまつ毛美容液の名称の変更、ブランドのメインターゲットである30代以上の大人世代の美容に適した成分を加え、品質を高めました。また、クライアントからの要望が多かった商品のボトルの太さや商品の目的に合わせた塗布具の変更を行い、より使いやすい仕様にいたしました。

またパッケージデザインはこれまでの可愛いイメージから、男女問わず、30代以上が手に取りやすい落ち着いた雰囲気に変更いたしました。お客様と共に年を重ねることを楽しみたいというブランドとしての姿勢を打ち出し、「まつ毛」のブランドから「目元全体」をケアできるブランドへと進化することを重要視しました。これに伴い既存クライアント向けにリブランディング勉強会を開催することで、ブランドの姿勢や商品価値について丁寧な説明を行いました。あわせて、マーケティングチームの強化によるブランド世界観の統一や、各クライアントの課題解決を支援する営業教育に注力した結果、企業・ブランド・商品・営業担当者に対する信頼関係を着実に構築することができました。

また、後半におきましては、広報チームを新たに立ち上げ、社会に向けた情報発信を強化することで商品露出の機会拡大に取り組みました。あわせて、クライアントが顧客との信頼関係を基盤として商品を提案・販売する力を高めるための支援に注力し、集客環境が厳しさを増す中においても、安定的な売上確保と来店顧客との関係性強化を図る取り組みを推進いたしました。

さらに、多店舗展開を行うクライアントへの導入を積極的に進め、店舗スタッフの販売力強化や商品提案に対する動機付けを当社が支援する体制を付加価値として提供した結果、複数店舗を経営する大口クライアントの獲得が進展いたしました。

売上高につきましては、まつげ美容液のリブランディングに合わせ、市場ニーズの高かったブラックコーティングを新たに発売し順調に販売が進んだことに加え、既存顧客に対する販売促進の強化および多店舗展開サロンの新規取

引先開拓が進展したことにより、前期実績を上回りました。ブラックコーティングとは、一般的なコーティングが「ケア」に寄った仕様であることに対して「ケア」と「メイク」のハイブリッドを実現したものです。通常のコーティング美容液は塗ることで透明な被膜効果を得られ、まつ毛を外部の刺激から保護し、適度な粘り気で束感を演出することができます。ブラックコーティングはそれに加えて黒みがかかった透明の被膜効果を得られるため、通常のコーティング美容液よりもまつ毛の存在感を演出できます。黒いマスカラを塗るよりも軽やかに・かつ自然に存在感を出すことができる点が強みです。

また、売上原価につきましては増収により増加し、販売費及び一般管理費につきましては、人材採用に関連する経費等の増加により、前期実績を上回りました。

以上の結果、当事業年度の売上高は550,687千円（前期比18.8%増）、営業利益は4,488千円（前期比13.6%増）、経常利益は981千円（前期比88.9%減）、当期純損失は26,379千円（前期は当期純利益2,388千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

① コスメ事業

コスメ事業におきましては、主力ブランド「omeme」を中心に、商品力の強化と販売支援体制の充実に図りました。前半期には、まつげ美容液シリーズのリブランディングを実施し、成分設計やデザインを見直すとともに、施術者から支持されている使用感は維持する方針といたしました。あわせて、市場ニーズの高かったブラックコーティングを新たに発売し、商品ラインナップの拡充を図りました。

後半期におきましては、リブランディング後の定着を目的として、既存クライアントへの商品説明や販促支援を継続するとともに、クライアント自身が顧客との信頼関係を基盤として商品を提案・販売する力の向上に向けた支援に注力いたしました。加えて、対面でのクライアント訪問やスタッフ勉強会の実施を強化し、特に多店舗展開サロンを中心とした注文単価の向上および新規取引先の開拓が進展いたしました。

これらの取り組みにより、既存取引先における取引深耕と新規顧客の獲得が進み、売上高は495,755千円（前年同期比21.7%増加）、セグメント利益は87,076千円（同35.0%増加）となりました。

② BLT（サロン）事業

BLT（サロン）事業におきましては、2025年2月以降、売上構成比の高いメンバーが傷病休暇により長期欠勤した影響から、2月から5月にかけての売上は期初計画を下回りました。一方で、数年前より継続して取り組んでいる早期採用・育成・早期デビュー施策が引き続き奏功し、新卒メンバーが入社直後から売上に貢献するなど、サロン全体の生産性は向上しております。

また、エステメニューの本格導入により、既存顧客に提供できる付加価値メニューが拡充されるとともに、施術者のキャリアの幅が広がり、従業員エンゲージメントの向上にも寄与しております。後半期におきましては、当該メンバーの復帰に加え、2名のマネジャーを配置したチーム制を導入することで、より細やかな育成およびマネジメント体制を構築いたしました。この結果、売上高は54,931千円（前年同期比2.5%減少）、セグメント利益は18,857千円（同2.5%減少）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ68,315千円減少し、79,653千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、43,100千円の支出となりました（前事業年度は30,713千円の収入）。これは主に、税引前当期純損失29,851千円の計上、棚卸資産の増加額39,394千円によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、45,675千円の支出となりました（前事業年度は69,308千円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出が34,812千円、関係会社株式の取得による支出が9,548千円、あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、15,242千円の収入となりました（前事業年度は106,955千円の収入）。これは、短期借入金の純減少額49,400千円、また長期借入金の返済による支出が45,358千円あったものの、長期借入れによる収入が110,000千円あったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業区分別に示すと以下のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
コスメ事業	495,755	121.7
BLT（サロン）事業	54,931	97.5
合計	550,687	118.8

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）		当事業年度 （自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
株式会社シンビシン	79,339	17.1	—	—

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社は、持続的な成長と企業価値向上のため、以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 特定ブランド・特定業界への依存脱却と供給体制の安定化

当社は「omeme」ブランドおよびアイサロン業界への依存度を下げ、経営基盤の安定化を図ることを重要課題としています。

① ターゲット領域の拡大と高付加価値化

主力ブランド「omeme」に加え、ヘアケアブランド「BIOteA」の育成とヘアサロン・エステサロン領域への浸透を加速させます。また、15期にリニューアルした学習・教育サービス「サロスタ」の普及を通じ、単なる物販に留まらない「経営支援型メーカー」としての地位を確立し、特定商品のトレンドに左右されない強固な顧客基盤を構築してまいります。

② サプライチェーンのリスク管理

現在、主力商品の製造を特定の1社に依存しております。品質維持を最優先としつつも、中長期的な安定供給を担保するため、新たな製造工場や製造販売元とのネットワーク構築を継続的に行い、製造占有率の段階的な分散化を図ることで、供給体制の耐性を高めてまいります。

(2) 組織の多様性確保と専門性の高い人材の育成・採用

若手中心の活力ある組織を維持しつつ、同質化（考え方の固定化）を防ぎ、未踏市場の開拓に対応できる強靱な組織を構築します。

① 人材ポートフォリオの多角化

理念への共感を軸としつつ、新卒採用に加え、第二新卒や専門知識・実務経験豊富なベテラン人材の採用を積極的に推進します。異なる視点を持つ人材の融合により組織の「水質」を進化させ、多角的な事業展開に対応できるノウハウを蓄積いたします。

② 持続可能な就業環境の整備

従業員のライフイベント（結婚・育児等）に柔軟に適応できる人員体制と福利厚生制度を拡充します。離職防止とエンゲージメント向上に努め、長期的に高いパフォーマンスを発揮し続けられる組織基盤を確立してまいります。

(3) 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化・内製化

上場企業としての社会的責任を果たし、適正な運営を継続するための管理部門の質的向上を図ります。

① 管理機能の内製化とプロ人材の活用

適宜外部のプロフェッショナル人材を活用し、高度な管理ノウハウを迅速に取り入れるとともに、社内へのナレッジ移転を並行して行い、管理業務の内製化を促進します。

③ 多層的なチェック体制の運用

監査役および内部監査担当者との連携を密にし、独立性を担保したチェック体制を機能させます。全社的なコンプライアンス教育を徹底し、自律的にガバナンスが機能する企業文化を醸成してまいります。

(4) 事業資金の確保

これまでキャッシュ・フローの管理を厳密に行い、営業キャッシュ・フローからの内部調達と金融機関からの借入金により調達を行ってまいりました。今後につきましては、事業を拡大し中長期的に安定した成長が可能となるように資金調達手段の多様化に取り組むことにより、財務体質の強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しています。また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は本項及び本書中の本項以外の記載内容も合わせて慎重に検討したうえで行われる必要があるものと考えております。

なお、記載事項の中の将来に関する事項は、発行情報公表日現在において当社が判断したものであり、不確定な要素を含んでおります。また、本記載は、発生し得る全てのリスクを網羅したのではなく、当社の事業その他に関するリスクは本記載に限られるものではありません。

1. 事業環境に関わるリスク

(1) 原材料、包装資材の調達及び価格高騰に関するリスク

当社商品は、当社が開発した商品を契約事業者の工場において製造しておりますが、原材料、包装資材の調達に支障をきたした場合や価格の高騰が長期に渡った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競業による業績の影響について

当社の事業は、同様のビジネスプランの企業はあるものの、顧客ニーズに応じたサービスの提供および導入実績により業界内での優位性を確保できていると認識しております。しかし、新規事業者の参入や同業他社との競争の激化等により、サービス価格が下落した場合、業績や成長性に影響を与える可能性があります。

2. 事業内容に関するリスク

(1) 特定仕入先への依存リスク

当社の製造委託先は各社得意分野が異なることから、当社では製品ごとに最も品質、納期及びコストが優れた製造委託先を選定して製造委託を行うことで、低コストかつ高品質な製品の製造を目指しております。一方多品目による販売戦略ではなく、少品目による販売戦略を採用することによりブランディングの強化を目指しております。そのため、当社主力ブランド「omeme」の約6割は株式会社WS Pに依存しております。

取引先業者とは良好な関係を築いておりますが、今後自然災害、品質及び仕入先の経営悪化や事業方針の変更などにより仕入が計画通り進捗できなくなった場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社WS Pについて

- ・ omeme製品10種類のうち、8種類の製造販売元
- ・ 当社に対して、製品の製造および供給、法定の品質保証、製造販売後の安全管理を提供
- ・ 契約期間は契約締結から2年間、その後は1年ごとに自動更新（更新しない場合は3か月前までに書面で通達）
- ・ 契約解除の該当事由
 - (1) 契約、又は個別契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があった時
 - (2) 債務の全部、又は一部の履行が不能である時、又は相手方がその債務の全部、又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した時。
 - (3) 営業停止、営業許可の取り消し等の処分を受けた時。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立があった時。
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売等の申立を受けた時。
 - (6) 支払停止若しくは支払不能に陥った時。

(2) 特定業界および製品ブランドへの依存リスク

当社の売上高の大部分は目元に特化したブランド「omeme」が占めております。アイサロン業界の市場変化、消費者の嗜好の変化、あるいは強力な競合製品の台頭、感染症等による業界全体の営業停止があった場合、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 消費者ニーズの変化に関するリスク

当社では、OEM生産を委託しているメーカー協力の下、新規商品の開発、既存商品の改良を行っております。消費者ニーズに応えるため、顧客の声を広く収集するなどして、消費者ニーズの変化に合わせて開発・改良を継続的に行っておりますが、商品の開発はその性質上、様々な要因による不確実性が伴うため、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業績の季節変動について

当社が属するアイサロン業界は、季節的な需要変動の影響を受けやすく、6月～12月に売上が偏重する特性を有しております。具体的には、夏季レジャー需要が高まる6月から7月、夏季ダメージケア需要による9月、ならびに年末年始の行事が集中する11月から12月に需要が増加する傾向にあります。

(5) 商品の品質に関するリスク

製品に異物混入や成分の変質、健康被害（肌荒れ等）が発生した場合、製品回収（リコール）や損害賠償、ブランドイメージの低下により業績に影響を及ぼす可能性があります。製造販売許可を保有する外部企業に製造委託し、品質・安全管理をクリアした製品のみを流通させており、万が一に備えて損害賠償責任保険に加入して不測の事態に備えた財務的バックアップを確保しておりますが、商品品質トラブルが起きてしまった場合は当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自社サロンを持つことによるレピュテーションリスク

店舗スタッフの接客態度、施術トラブル、あるいはSNS上での不適切な発信等が、会社全体のブランド毀損に繋がる可能性があります。

(7) 在庫リスク

販売予測が大きく外れた場合や、商品の陳腐化による過剰在庫、評価損の発生可能性があります。販売実績データに基づいた精度の高い需要予測を行い、適正な発注・在庫管理を月次で実施しており、在庫過多を未然に防ぐ運用を行っておりますが、不測の事態が起きた際には過剰在庫、評価損の発生可能性があります。

(8) 各種法令等に準拠した情報発信に関するリスク

SNS広告や公式サイト等での表現が、薬機法や景品表示法に抵触し、行政処分や社会的信用の失墜を招く可能性があります。全ての広告物およびSNS投稿について、コンプライアンス担当者（または外部専門家）によるチェックを必須とし、社内教育を通じて関係法令の理解を深め、過度な表現を排した誠実な情報発信を徹底しておりますが意図せぬ広告表現が法令抵触と判断されるリスクや、外部SNS環境における予期せぬ情報の拡散等により、当社のブランドイメージが損なわれ、社会的信用の低下を招くリスクがあります。

3. 事業運営体制に関するリスク

(1) 小規模組織について

当社は、比較的小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社は今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、人員等の増強が予定通り進まなかった場合や既存の人員が社外に流出した場合、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定人物への依存について

当社の代表取締役である廣岡伸弥は、当社設立以来、当社の経営方針及び経営戦略の決定等、事業活動の推進にあたり重要な役割を担ってまいりました。当社は、役員間の情報共有や権限委譲により、同氏に過度に依存しないよう経営体制の整備を行っておりますが、万一、同氏が職務を遂行できなくなるような不測の事態が生じた場合には、現状では、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 内部管理体制について

当社は、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、法令や各種ルールを遵守するよう努めております。また、内部監査等により、これらの法令及び各種ルールの遵守状況の確認を行っております。しかし、法令等に抵触する事態や不正行為等が発生した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報の取扱いについて

当社は個人情報を扱う業務を行っております。個人情報の管理を徹底するため、体制強化の一環として、個人情報の取扱いに関連する従業員への教育により周知徹底を行っております。

しかしながら、個人情報が外部に漏洩するような事態となった場合には、当社の信頼失墜により、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. その他のリスク

(1) 継続的な投資及び赤字計上について

当社は、継続的な成長のため、高度人材の業務委託を活用した社内人材の育成・体制構築、および海外展開への投資を積極的に進めてまいりました。また、前事業年度におきましては当社子会社の吸収合併による抱合せ株式消滅差損（30,832千円）の計上により、経営成績は赤字となっております。なお、現預金は減少傾向にありますが、これは前事業年度にOmeme. シリーズのリブランディングを実施し、「omeme」にブランド表記を変更した商品の仕入れによるものです。今後は大規模な仕入を予定していないことに加え、2026年3月末時点で合計90,000千円の借入を実施済みであることから、資金繰りリスクの低減を図ってまいります。今後も引き続き、事業投資を継続していく予定ですが、一方で営業黒字を定期的に創出すべく、各事業セグメントのさらなる収益拡大に注力してまいります。しかしながら、想定通りに効果が得られない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 純資産額について

前事業年度末時点の純資産は11,331千円ですが、これは株式会社コ・クリエーション及び株式会社7VEERSを吸収合併したことに伴う抱合せ株式消滅差損30,832千円の計上が原因であります。今期におきましては2026年5月14日開催の臨時取締役会において、第三者割当の方法による新株式の発行について決議し、2026年5月26日に払込手続きが完了しております。また、国内市場の販路拡大やヘアサロン・エステサロン領域への浸透を加速させるとともに、前事業年度にリニューアルした学習・教育サービス「サロスタ」の普及を通じ、単なる物販に留まらない「経営支援型メーカー」としての地位を確立し、特定商品のトレンドに左右されない強固な顧客基盤を構築することにより、財務基盤の強化を見込み、さらなるリスク低減に努めてまいります。

(3) 有利子負債の依存及び資金調達について

当社は、事業運営における必要資金を主に金融機関からの借入によって調達しております。当社は、健全な財務体質の構築・維持に努め、金利動向や金融機関の融資姿勢を注視するとともに取引金融機関の開拓・拡大や親密なコミュニケーションを通じて関係強化を図り、資金調達の円滑化と多様化に努めております。しかしながら、金融情勢の変化等により金利水準が変動した場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	2025年11月期
有利子負債残高（千円）	262,388
有利子負債依存度（％）	78.1

(4) 配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、将来の経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、これまでのところ、配当の実施実績はありません。現状では財務体質の強化と、優秀な人材確保と人材育成に必要な内部留保の充実を優先し、事業の適切な成長を進めることにより企業価値の向上並びに株主価値の増大による株主への還元を進めております。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(5) 自然災害に関するリスク

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・店舗・設備・従業員等とその家族及び取引先など被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法令違反・法改正の影響について

当社は、事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、全従業員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社の事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) ITセキュリティについて

生成AI技術やランサムウェア攻撃のビジネス化(分業化)により、サイバー攻撃がさらに高度化し、大規模なシステム停止や個人情報・秘密情報流出が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2024年8月30日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公

認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い 甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得 甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得 特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合 甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与 甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

総資産につきましては、前事業年度末比23,670千円減少し、335,713千円となりました。これは主に、商品及び製品が28,810千円、原材料及び貯蔵品が10,584千円それぞれ増加した一方で、現金及び預金が68,315千円減少した結果、流動資産が35,932千円減少し、また、有形固定資産が22,032千円増加した一方で、投資その他の資産が9,245千円減少した結果、固定資産が12,262千円増加したことによるものです。

負債につきましては、前事業年度末比2,709千円増加し、324,382千円となりました。これは主に、1年内返済予定を含む長期借入金が64,642千円増加した一方で、短期借入金が49,400千円、未払費用が11,333千円それぞれ減少したことによるものです。

純資産につきましては、前事業年度末比26,379千円減少し、11,331千円となりました。これは当期純損失を26,379千円計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】」に記載しております。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(7) 運転資本

上場予定日（2026年7月15日）から12か月間の当社の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は84,125千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりです。

(1) コスメ事業

当事業年度において設備投資はありませんでした。

(2) BLT（サロン）事業

当事業年度のBLT（サロン）事業における設備投資の総額は1,052千円であります。主な内容は、eyedealにおける工具、器具及び備品の購入による費用690千円であります。

(3) 全社（共通）

当事業年度の全社（共通）における設備投資の総額は83,072千円であります。主な内容は、RETREAT PLACE ASAHIの建築費用78,917千円（うち※建物62,700千円、工具、器具及び備品13,379千円、土地2,838千円）及び、太郎丸オフィスにおける内装工事費用3,756千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

※建物、工具、器具及び備品につきましては、前年度に計上した建設仮勘定55,223千円の振替額を含みます。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (名)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、 器具 及び備品 (千円)	土地		合計 (千円)	
						面積 (㎡)	金額 (千円)		
根塚オフィス (富山県富山市)	コスメ事業	事務所	790	—	371	—	—	1,160	14 (—)
eyedeal (富山県富山市)	BLT (サロン) 事業	店舗	10,701	—	1,205	—	—	11,906	4 (1)
二口オフィス (富山県富山市)	全社 (共通)	事務所	1,173	—	307	—	—	1,480	2 (2)
太郎丸オフィス (富山県富山市)	全社 (共通)	事務所	3,307	—	332	—	—	3,639	—
RETREAT PLACE ASAHI (富山県下新川 郡朝日町)	全社 (共通)	研修・民泊 施設	63,073	7,453	1,423	471	3,808	75,759	—

(注) 1. 従業員数の () 内の数字は、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト等）を、年間平均人員として記載しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

重要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設の予定はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却の予定はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,300,000	975,000	650	335,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
計	1,300,000	975,000	650	335,000	—	—

- (注) 1 2026年2月10日開催の取締役会決議により、2026年2月28日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は1,297,400株増加し、1,300,000株となっています。
- 2 2026年2月10日開催の取締役会決議により、2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っています。これにより発行済株式総数は324,350株増加し、325,000株となっています。
- 3 2026年5月14日開催の臨時取締役会決議により、2026年5月26日付で第三者割当増資を行っております。これにより発行済株式総数は10,000株増加し、335,000株となっています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年2月28日(注1)	324,350	325,000	—	6,500	—	—
2026年5月26日(注2)	10,000	335,000	10,000	16,500	—	—

(注1) 2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っています。これにより、発行済株式総数324,350株増加し、325,000株となっています。

(注2) 2026年5月26日付で第三者割当増資を行っています。これにより、発行済株式総数は10,000株増加し、335,000株となっています。

(6) 【所有者別状況】

2026年6月11日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			

株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	2,280	—	—	1,070	3,350	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	68.06	—	—	31.94	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月11日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 335,000	3,350	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	335,000	—	—
総株主の議決権	—	3,350	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、経営基盤の強化や財務安全性を優先する必要性により、現在配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題の一つとして捉えております。

当社は、経営基盤の強化及び新たな事業展開のために内部留保を充実させ、財務体質の強化と必要な投資に充当することが株主の皆様に対する多くの安定的な利益還元の実現に繋がると考えております。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金等に充当して参ります。一定の内部留保を実現し、可能な限り近い将来において、株主への利益の配当を適正に実施する方針ではありますが、配当実施の時期、金額等については現時点で未定であります。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

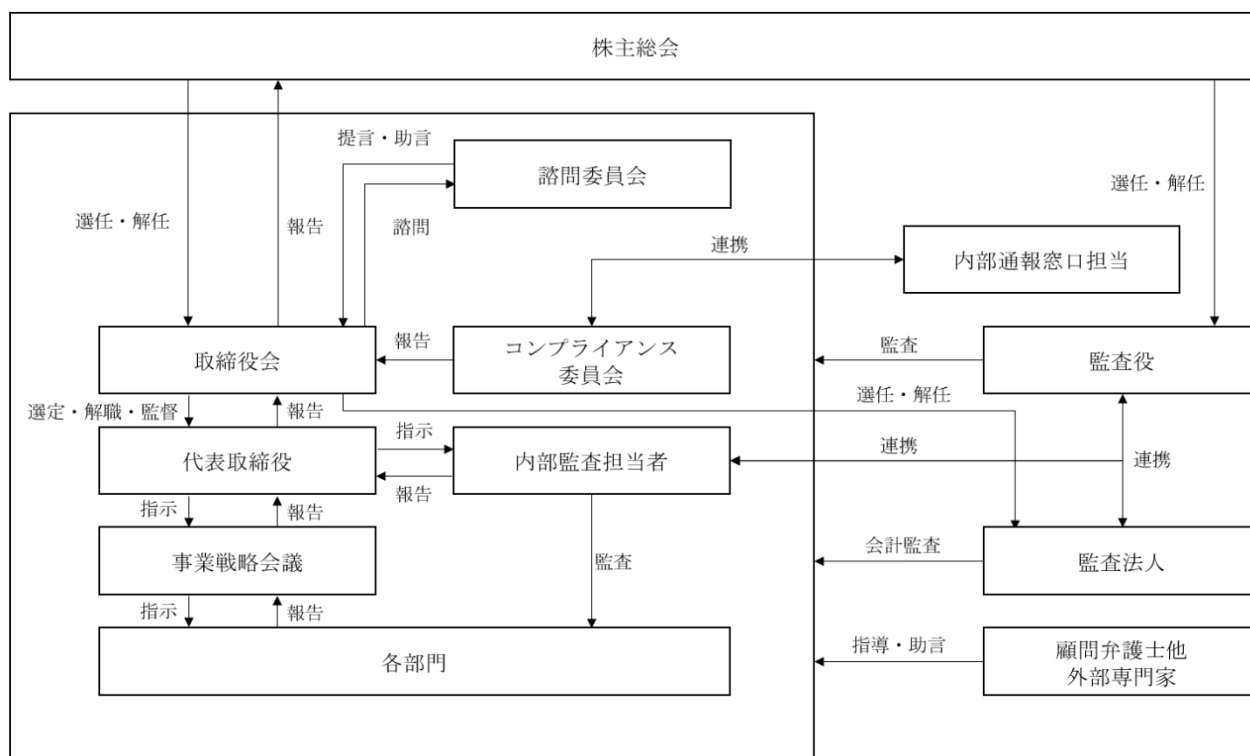
男性 5 名 女性 2 名 のうち女性の比率28.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	廣岡 伸弥	1984年4月18日	2007年4月 2012年6月 2016年1月	日本メナード化粧品株式会社 入社 当社設立 専務取締役 当社 代表取締役 就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	285,500 (注7)
専務取締役	廣岡 香織	1984年11月24日	2004年4月 2009年11月 2012年6月 2016年1月	株式会社アンドエム入社 アイサロンJ-art開業 当社設立 (J-artを法人化) 代表取締役 就任 専務取締役 就任 (現任)	(注) 1 (注) 6	(注) 3	277,500 (注8)
常務取締役	浅川 海嵐	1994年6月17日	2014年4月 2019年11月 2021年10月 2022年5月 2022年10月 2026年2月	株式会社TABILABO (現: NEW STANDARD株式会社) 入社 株式会社TENTIAL 入社 COO就任 株式会社CBD JAPAN 設立 取締役 KIRIKAE株式会社 設立 代表取締役社長 (現任) 株式会社コ・クリエーション 取締役 就任 当社 常務取締役就任 (現任)	(注) 1	—	—
取締役 管理部長	藤掛 和音	1991年9月30日	2015年4月 2017年7月 2019年2月 2025年2月	株式会社ギミック 入社 ブルデンシャル生命保険株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役管理部長 就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役 営業部長	河内 湧矢	1997年4月8日	2020年4月 2025年2月	当社 入社 当社 取締役営業部長 就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	砂子 貴紀	1984年9月10日	2007年4月 2008年6月 2019年5月 2019年8月 2025年2月	住友スリーエム株式会社 入社 ブルデンシャル生命保険株式会社 入社 合同会社くものうえ設立 代表社員就任 (現任) KonMari Media Japan株式会社入社 代表取締役就任 当社 社外取締役就任 (現任)	(注) 1 (注) 4	(注) 3	—
監査役	大屋 貴裕	1968年12月4日	1995年4月 2000年4月 2002年4月 2012年4月 2020年4月 2025年2月	大屋会計事務所 入所 大屋会計事務所 主宰 石川県包括外部監査人補助者 金沢星稜大学および大学院における 教員業務 (2015年教授就任) 金沢市包括外部監査人補助者 当社 監査役就任 (現任)	(注) 2 (注) 5	(注) 3	—

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年11月期に係る定時株主総会終結の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
2. 監査役の任期は、2025年11月期に係る定時株主総会終結の時から2028年11月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
3. 2025年11月期における役員報酬の総額は82,015千円を支給しております。
4. 砂子貴紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 大屋貴裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 専務取締役の廣岡香織は、代表取締役の廣岡伸弥の配偶者であります。
7. 代表取締役廣岡伸弥の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社羽廣屋万九郎が所有する株式数
を含めた実質所有株式数で記載しております。
8. 取締役廣岡香織の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社羽廣屋万九郎が所有する株式数を含
めた実質所有株式数で記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を高める観点から、経営管理体制を整備し、経営の効率と迅速性を高めることが重要な経営課題の一つと考えております。同時に、社会における企業の責務を認識し、事業活動を通じた社会への貢献と、株主・顧客・取引先及び従業員等の各ステークホルダーの調和ある利益の実現を目的にコーポレート・ガバナンスを構築しております。

これを踏まえ、経営管理体制の整備に当たっては事業活動における透明性と客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適時適切な情報公開を行ってまいります。

② 会社機関の内容

(イ) 取締役会

取締役会は取締役6名（うち社外取締役1名）、監査役1名（うち社外監査役1名）で構成され、毎月1回開催されます。経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決定するとともに、業務執行状況を監督します。議長は代表取締役廣岡伸弥であります。

(ロ) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。監査役大屋氏は税理士の資格を保有し、経営学に関する高い学識経験を有しております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、リスク管理・コンプライアンスの運用状況を監視できる体制をとっております。

(ハ) 会計監査

当社は、フェイス監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年11月期において監査を執行した公認会計士は中川俊介氏、枝川哲也氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(二) 諮問委員会

当社は取締役会の諮問機関として任意の諮問委員会を設置しており、社外取締役1名、社外監査役1名及び外部の有識者で構成されております。諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項等について審議し、答申を行うことにより、取締役会の公正性、客観性及び透明性を高め、ガバナンス体制の実効性の確保に努めております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。つぎに管理部の監査は主管部署として、業務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、内部監査担当は監査役及び監査法人と連携し、三様監査を実施しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役1名、社外監査役1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役砂子貴紀氏は、当社との間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役大屋貴裕氏は、当社との間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	78,415	78,415	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	3,600	3,600	—	—	2
計	82,015	82,015	—	—	6

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、事業内容の特性等に基づいた監査日数を勘案し監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2024年12月1日から2025年11月30日まで)の財務諸表について、フェイス監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	147,969	79,653
売掛金	30,391	38,379
原材料及び貯蔵品	—	10,584
商品及び製品	47,340	76,151
前渡金	27,501	562
前払費用	2,916	10,473
その他	2,873	7,197
貸倒引当金	△274	△216
流動資産合計	258,718	222,785
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,970	※2 79,042
構築物	—	※2 7,453
工具、器具及び備品	1,746	3,638
土地	970	※2 3,808
建設仮勘定	55,223	—
有形固定資産合計	※1 71,910	※1 93,943
無形固定資産		
ソフトウェア	706	181
無形固定資産合計	706	181
投資その他の資産		
投資有価証券	900	900
関係会社株式	16,350	2,548
繰延税金資産	—	3,849
その他	10,798	11,505
投資その他の資産合計	28,048	18,803
固定資産合計	100,665	112,927
資産合計	359,383	335,713

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,978	13,602
短期借入金	※3 89,400	※3 40,000
1年内返済予定の長期借入金	33,646	※2 44,944
未払金	16,995	21,973
未払費用	15,143	3,809
未払法人税等	2,615	40
前受金	—	495
賞与引当金	6,255	5,913
その他	19,383	5,800
流動負債合計	193,417	136,578
固定負債		
長期借入金	124,100	※2 177,444
資産除去債務	4,045	5,096
繰延税金負債	110	—
その他	—	5,263
固定負債合計	128,255	187,803
負債合計	321,673	324,382
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,500	6,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	31,210	4,831
利益剰余金合計	31,210	4,831
株主資本合計	37,710	11,331
純資産合計	37,710	11,331
負債純資産合計	359,383	335,713

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
売上高	※1	463,593	※1	550,687
売上原価	※2	109,639	※2	137,306
売上総利益		353,953		413,381
販売費及び一般管理費	※3	350,000	※3	408,892
営業利益		3,952		4,488
営業外収益				
受取利息		13		171
雑収入		7,500		—
その他		1,038		1,346
営業外収益合計		8,551		1,518
営業外費用				
支払利息		3,001		4,917
その他		681		107
営業外費用合計		3,682		5,025
経常利益		8,821		981
特別損失				
固定資産除却損	※4	1,730		—
出資金評価損		1,179		—
抱合せ株式消滅差損		—	※5	30,832
その他		795		—
特別損失合計		3,705		30,832
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		5,116		△29,851
法人税、住民税及び事業税		2,617		488
法人税等調整額		110		△3,959
法人税等合計		2,727		△3,471
当期純利益又は当期純損失(△)		2,388		△26,379

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 期首商品棚卸高		74,173		47,340	
II 当期商品仕入高		4,123		3,122	
III その他の原価					
1 材料費		78,683	100.0	159,535	97.9
2 経費	※	—	—	3,458	2.1
小計		78,683	100.0	162,994	100.0
合計		156,980		213,457	
IV 期末商品棚卸高		47,340		79,735	
商品評価損		—		3,584	
当期売上原価		109,639		137,306	

※ 主な内訳は次の通りです。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
保管料	—	3,458

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	6,500	28,821	28,821	35,321	35,321
当期変動額					
当期純利益	—	2,388	2,388	2,388	2,388
当期変動額合計	—	2,388	2,388	2,388	2,388
当期末残高	6,500	31,210	31,210	37,710	37,710

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	6,500	31,210	31,210	37,710	37,710
当期変動額					
当期純損失	—	△26,379	△26,379	△26,379	△26,379
当期変動額合計	—	△26,379	△26,379	△26,379	△26,379
当期末残高	6,500	4,831	4,831	11,331	11,331

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	5,116	△29,851
減価償却費	3,347	8,852
抱合せ株式消滅差損	—	30,832
出資金評価損	1,179	—
固定資産除却損	1,730	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	29	△60
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,255	△342
受取利息	△13	△171
支払利息	3,001	4,917
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,351	△7,294
棚卸資産の増減額 (△は増加)	27,383	△39,394
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,075	3,623
その他	△19,010	△5,711
小計	33,743	△34,600
利息及び配当金の受取額	13	171
利息の支払額	△3,001	△4,917
法人税等の支払額	△42	△4,369
法人税等の還付額	—	615
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,713	△43,100
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△54,658	△34,812
関係会社株式の取得による支出	△13,350	△9,548
敷金の差入による支出	△900	△914
保険積立金の積立による支出	△400	△400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△69,308	△45,675
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	△49,400
長期借入れによる収入	115,000	110,000
長期借入金の返済による支出	△8,044	△45,358
財務活動によるキャッシュ・フロー	106,955	15,242
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	68,360	△73,534
現金及び現金同等物の期首残高	79,608	147,969
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	5,218
現金及び現金同等物の期末残高	※1 147,969	※1 79,653

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～22年

構築物 15～40年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) コスメ事業

当事業は、主に当社が企画したサロン専売コスメの販売を行っており、顧客との契約に基づいて商品等を引き渡す履行義務を負っております。当該商品等の販売については商品等が顧客へ引き渡された時点で収益を認識しております。ただし、商品等の国内販売においては、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(2) BLT（サロン）事業

当事業は、主にアイサロンの運営を行っており、サービスの提供時点において顧客が支配を獲得し履行義務を充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
原材料及び貯蔵品	—	10,584
商品及び製品	47,340	76,151
商品評価損	—	3,584

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

また、製造時点から一定の期間が経過した商品及び製品、又は販売を停止した商品及び製品、並びに関連する原材料及び貯蔵品、について帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

当該正味売却価額について、市場動向の変化等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	—	3,849

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、将来の収益力に基づく課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準等」

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、

基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	5,231千円	15,533千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
建物	—千円	63,072千円
構築物	—千円	7,453千円
土地	—千円	3,808千円
計	—千円	74,333千円

上記に対応する債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	—千円	8,040千円
長期借入金	—千円	66,600千円
計	—千円	74,640千円

※3 当座貸越契約等

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

なお、当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
当座貸越極度額等	70,000千円	70,000千円
借入実行残高	40,000千円	40,000千円
差引額	30,000千円	30,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項 セグメント情報等 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
	—千円	3,584千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
役員報酬	66,000 千円	82,015 千円
給料及び手当	81,831 千円	86,354 千円
広告宣伝費	31,949 千円	43,510 千円
減価償却費	3,347 千円	8,852 千円
業務委託費	54,181 千円	59,593 千円
賞与引当金繰入額	6,255 千円	11,293 千円
おおよその割合		
販売費	58.1 %	53.6 %
一般管理費	41.9 %	46.4 %

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
建物	1,301 千円	— 千円
工具、器具及び備品	429 千円	— 千円

※5 抱合せ株式消滅差損の内容は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

当社の非連結子会社であった株式会社コ・クリエーション及び株式会社7VEERSを吸収合併したことに伴い、計上したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(数)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(株)	650	—	—	650

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(数)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(株)	650	—	—	650

(注) 当社は、2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金勘定	147,969千円	79,653千円
現金及び現金同等物	147,969千円	79,653千円

2. 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

当社の完全子会社である株式会社コ・クリエーション、株式会社7VEERSの吸収合併に伴い承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

株式会社コ・クリエーション

流動資産(注)	4,392千円
固定資産	36千円
資産合計	4,428千円
流動負債	6,151千円
固定負債	—千円
負債合計	6,151千円

株式会社7VEERS

流動資産(注)	1,919千円
固定資産	0千円
資産合計	1,919千円
流動負債	1,566千円
固定負債	5,362千円
負債合計	6,929千円

(注) なお、流動資産には現金及び現金同等物が5,218千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において、「合併に伴う現金及び現金同等物の増減額」として表示しております。

(リース取引関係)

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、信用リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

長期借入金について金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場を踏まえ、借入期間の当該リスクは限定的なものと認識しております。

③ 資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。また、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度(2024年11月30日)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	157,746	157,695	△50
負債計	157,746	157,695	△50

当事業年度(2025年11月30日)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	222,388	221,813	△574
負債計	222,388	221,813	△574

※1 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、前受金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

※2 市場価格のない株式等は、上表中に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

前事業年度(2024年11月30日)

	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	16,350
非上場株式	900

当事業年度(2025年11月30日)

	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	2,548
非上場株式	900

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	147,969	—	—	—
売掛金	30,391	—	—	—
合計	178,360	—	—	—

当事業年度(2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	79,653	—	—	—
売掛金	38,379	—	—	—
合計	118,032	—	—	—

(注) 2 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	89,400	—	—	—	—	—

長期借入金 (1年内返済予定 を含む)	33,646	31,558	29,928	25,306	19,092	18,216
合計	123,046	31,558	29,928	25,306	19,092	18,216

当事業年度(2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	40,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定 を含む)	44,944	42,992	39,346	33,132	22,994	38,980
合計	84,944	42,992	39,346	33,132	22,994	38,980

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年11月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	157,695	—	157,695
負債計	—	157,695	—	157,695

当事業年度(2025年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	221,813	—	221,813
負債計	—	221,813	—	221,813

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式16,350千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価は記載していません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式2,548千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価は記載していません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	255	—
資産除去債務	1,404	1,770
税務上の繰延資産	820	652
賞与引当金	2,119	2,003
商品評価損	—	1,214
税務上の繰越欠損金(注)	—	3,761
その他	308	450
繰延税金資産小計	4,908	9,852
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△1,404	△1,922
評価性引当額小計	△1,404	△1,922
繰延税金資産合計	3,503	7,929
(繰延税金負債)		
保険積立金	△2,639	△2,778
資産除去費用	△974	△1,173
その他	—	△127
繰延税金負債合計	△3,613	△4,080
繰延税金資産又は繰延税金負債の 純額	△110	3,849

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年11月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	—	—
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年11月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	3,761	3,761
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	3,761	3,761

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
法定実効税率	33.9%	
(調整)		
住民税均等割	1.6%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しています。
法人税等の特別控除額	△8.6%	
評価性引当額の増減	26.8%	
その他	△0.3%	
税効果会計適用後の法人税等の負担額	53.3%	

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率33.9%から34.7%に変更し計算しております。

この税率変更による、当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

当社は非連結子会社を有しておりますが、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

当社は非連結子会社を有しておりますが、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

共通支配下の取引

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社コ・クリエーション及び株式会社7VEERSを吸収合併することを決議し、2025年5月26日付で当社を存続会社とする子会社との吸収合併を行っております。

1. 取引の概要

①被結合企業の名称及び事業内容

	吸収合併消滅会社	
名称	株式会社コ・クリエーション	株式会社7VEERS
事業内容	WEBデザイン、マーケティング支援	オンラインスクールの運営、美容用品の販売

②企業結合日

2025年5月26日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、株式会社コ・クリエーション及び株式会社7VEERSは解散しました。

④結合後企業の名称

株式会社 a n d U S

⑤取引の目的

当社で保有する経営資源の効率化、組織及び事業の合理化を図ることを目的として本合併を実施しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

主として、店舗及びオフィスの不動産賃貸借契約に関する原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から賃貸借契約期間の満了日までと見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の利回り(1.048%~1.560%)を使用して計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
期首残高	4,003	4,045
資産取得に伴う増加	—	1,003
時の経過による調整額	41	47
履行による減少	—	—
期末残高	4,045	5,096

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 2008年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「【注記事項】(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【注記事項】(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末に

おいて存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報は重要性が乏しいため省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は主に、商品・サービス別の提供形態別のセグメントから構成されており、「コスメ事業」「BLT（サロン事業）」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「コスメ事業」は、当社が企画したサロン専売コスメを、アイサロン・ヘアサロン・エステサロン・ネイルサロンに向けて販売しております。

「BLT（サロン）事業」は、「eyedeal」ブランドとして富山県においてアイサロンを運営しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額	財務諸表 計上額
	コスメ事業	BLT (サロン) 事業			
売上高					
化粧品売上	393,976	—	393,976	—	393,976
コンサルティングサービス売上	13,262	—	13,262	—	13,262
サロン売上	—	56,355	56,355	—	56,355
顧客との契約から生じる収益	407,238	56,355	463,593	—	463,593
外部顧客に対する売上高	407,238	56,355	463,593	—	463,593
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	407,238	56,355	463,593	—	463,593
セグメント利益	64,520	19,346	83,866	△79,914	3,952
その他の項目					
減価償却費	2,233	1,113	3,347	—	3,347

(注) 1 セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

2 セグメント利益の調整額△79,914千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3 セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額	財務諸表 計上額
	コスメ事業	BLT (サロン) 事業			
売上高					
化粧品売上	483,927	—	483,927	—	483,927
コンサルティングサービス売上	11,827	—	11,827	—	11,827
サロン売上	—	54,931	54,931	—	54,931
顧客との契約から生じる収益	495,755	54,931	550,687	—	550,687
外部顧客に対する売上高	495,755	54,931	550,687	—	550,687
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	495,755	54,931	550,687	—	550,687
セグメント利益	87,076	18,857	105,934	△101,446	4,488
その他の項目					
減価償却費	6,591	2,260	8,852	—	8,852

- (注) 1 セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。
- 2 セグメント利益の調整額△101,446千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
- 3 セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社シンビシン	79,339	コスメ事業

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係取	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	廣岡 伸弥	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接17.69 間接67.08 (注) 3	債務の被保証	金融機関からの借入に対する債務被保証(注)1	31,664	—	—
							当社不動産賃借に対する債務被保証(注)2	—	—	—

- (注) 1 当社は、金融機関からの借入について、代表取締役廣岡伸弥より債務保証を受けております。取引金額には、期末借入金残高を記載しており、保証料の支払は行っておりません。なお、当該債務の被保証は、2025年5月に解消しております。
- 2 当社は事業所等の賃貸借契約について、代表取締役 廣岡伸弥から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。賃料支払に対する債務被保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載していませんが、保証対象物件の2023年12月1日より2024年11月30日に係る賃料合計は、9,383千円であります。
- 3 当社代表取締役廣岡伸弥及びその近親者が議決権の100%を保有する資産管理会社である株式会社羽廣屋万九郎を通じて間接保有している割合です。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係取	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	廣岡 伸弥	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接17.69 間接67.08 (注) 3	債務の被保証	金融機関からの借入に対する債務被保証(注)1	29,162	—	—
							当社不動産賃借に対する債務被保証(注)2	—	—	—

- (注) 1 当社は、金融機関からの借入について債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては解消されております。取引金額には、債務の被保証の解消時点の残高を記載しており、保証料の支払は行っておりません。
- 2 当社は事業所等の賃貸借契約について、代表取締役廣岡伸弥から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。賃料支払に対する債務被保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載していませんが、保証対象物件の2023年12月1日より2024年11月30日に係る賃料合計は、9,383千円であります。

- め、取引金額は記載しておりませんが、保証対象物件の2024年12月1日より2025年11月30日に係る賃料合計は、10,965千円であります。
- 3 当社代表取締役廣岡伸弥及びその近親者が議決権の100%を保有する資産管理会社である株式会社羽廣屋万九郎を通じて間接保有している割合です。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり純資産額	116円03銭	34円86銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	7円35銭	△81円17銭

- (注) 1. 当社は、2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っています。
前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しています。
2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度は潜在株式が存在しておらず、また当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	37,710	11,331
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	37,710	11,331
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式の発行済株式数(株)	325,000	325,000
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数(株)	325,000	325,000

4 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
当期純利益 又は当期純損失(△)	2,388	△26,379
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	2,388	△26,379
普通株式の期中平均株式数(株)	325,000	325,000

(重要な後発事象)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2026年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、2026年2月28日付で株式分割を行っています。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年2月27日(金)を基準日として、同日付の株主の所有する当社普通株式1株につき500株の割合をもって分割しました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 650株
今回の分割により増加する株式数	: 324,350株
株式分割後の発行済株式総数	: 325,000株
株式分割後の発行可能株式総数	: 1,300,000株

③ 分割の日程

基準日	: 2026年2月27日(金)
効力発生日	: 2026年2月28日(土)

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しています。

多額な資金の借入

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、運転資金の調達を目的として、以下の借入を行うことを決議し、2026年3月2日付で実行しております。

借入先	株式会社北國銀行
借入金額	金50,000,000円
利率	基準金利＋スプレッド
借入実行日	2026年3月2日
返済予定日	2033年2月10日
担保の有無	無
保証の有無	無

また、当社は、2026年3月30日開催の臨時取締役会において、運転資金の調達を目的として、以下の借入を行うことを決議し、2026年3月31日付で実行しております。

借入先	株式会社北陸銀行	富山信用金庫
借入金額	金20,000,000円	金20,000,000円
利率	基準金利＋スプレッド	固定金利
借入実行日	2026年3月31日	2026年3月31日
返済予定日	2036年3月31日	2034年3月31日
担保の有無	無	無
保証の有無	富山県信用保証協会	富山県信用保証協会

第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2026年5月14日開催の臨時取締役会において、第三者割当の方法による新株式（以下、「本株式」）の発行について決議し、2026年5月26日に払込手続きが完了いたしました。

第三者割当増資の概要は次の通りです。

(1) 募集の方法	第三者割当
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 10,000株

(3) 発行価額	1株につき1,000円
(4) 資本組入額	1株につき1,000円
(5) 発行価額の総額	10,000,000円
(6) 資本組入額の総額	10,000,000円
(7) 割当先	株式会社羽廣屋万九郎
(8) 払込期日	2026年5月29日
(9) 資金の用途	①新商品の開発、仕入及び広報費用 ②海外市場への展開費用

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規程により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	17,603	69,707	—	87,310	8,267	4,635	79,042
構築物	—	7,700	—	7,700	246	246	7,453
工具、器具及び備品	5,320	5,337	—	10,657	7,019	3,445	3,638
土地	970	2,838	—	3,808	—	—	3,808
建設仮勘定	55,223	34,172	89,395	—	—	—	—
有形固定資産計	79,116	119,755	89,395	109,476	15,533	8,327	93,943
無形固定資産							
ソフトウェア	2,707	0	—	2,707	2,525	524	181
無形固定資産計	2,707	0	—	2,707	2,525	524	181

(注) 1 建物の増加の主な要因は、従業員の研修施設ならびに民泊施設としての活用を目的とした「RETREAT PLACE ASAHI」への投資によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	89,400	40,000	1.9	—
1年内返済予定の長期 借入金	33,646	44,944	1.7	
長期借入金 (1年以内に返済予定 のものを除く)	124,100	177,444	1.8	2035年3月
合計	247,146	262,388	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

科目	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	42,992	39,346	33,132	22,994

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	274	—	—	58	216
賞与引当金	6,255	5,913	6,255	—	5,913

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替又は現金による回収によるものであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	404
預金	
普通預金	79,249
小計	79,653
合計	79,653

②売掛金

相手先	金額(千円)
GM0イプシロン株式会社	12,121
株式会社RadiAct	4,090
株式会社LIFACT	3,088
株式会社シンビシン	2,122
ストライプジャパン株式会社	1,991
その他	14,964
合計	38,379

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
30,391	580,351	572,363	38,379	93.7	21.62

③原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
容器	9,476
主原料	42
消耗品	1,066
合計	10,584

④商品及び製品

品目	金額(千円)
化粧品	76,151
合計	76,151

⑤繰延税金資産

繰延税金資産の内容については、「1 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 【注記事項】 (税効果会計関係)」に記載しております。

2 負債

①買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社新和製作所	9,432
株式会社WSP	2,969
精英堂印刷株式会社	871
株式会社OUS sanmi	329
合計	13,602

②未払金

相手先	金額(千円)
役員・従業員給与	6,217
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド	4,284
株式会社シュシュ	1,980
KIRIKAE株式会社	1,320
株式会社フォンテパートナーズ	933
その他	7,237
合計	21,973

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載いたします。 公告掲載URL https://corp.and-us.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする場合
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係わる手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名 又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名 又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2025年 11月30日	廣岡伸弥	富山県 富山市	特別利害関係者 (大株主 上位10 名、当社 代表取締役)	株式会社 羽廣屋 万九郎 代表 取締役 廣岡伸弥	富山県 富山市	資産管理 会社	235	4,633,260 (19,716) (注)3	資産管理 会社設立 のため
2025年 11月30日	廣岡香織	富山県 富山市	特別利害関係者 (大株主 上位10 名、当社 取締役)	株式会社 羽廣屋 万九郎 代表 取締役 廣岡伸弥	富山県 富山市	資産管理 会社	201	3,962,916 (19,716) (注)3	資産管理 会社設立 のため

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2025年11月30日）から起算して2年前（2023年12月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員。

(2) 当社の大株主上位10名。

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員。

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社。

3. 移動価格は、原則的評価方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

4. 2026年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、2026年2月28日付で普通株式1株を500株に分割しておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	2026年5月26日
種類	普通株式
発行数	10,000株
発行価格	1,000円
資本組入額	1,000円
発行価額の総額	10,000,000円
資本組入額の総額	10,000,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
株式会社羽廣屋 万九郎 代表取締役 廣岡伸弥	富山県富山市神 通本町2丁目2 番19-2001号 レーベン富山神 通本町ONETOWER	資産管理会社	10,000	10,000,000 (1,000)	資産管理会社

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社羽廣屋万九郎 (注) 1、2	富山県富山市二丁目2番19	228,000	68.06
廣岡 伸弥 (注) 2、3	富山県富山市	57,500	17.16
廣岡 香織 (注) 2、4、5	富山県富山市	49,500	14.78
計	—	335,000	100.00

(注) 1. 株式会社羽廣屋万九郎は、当社代表取締役である廣岡 伸弥の資産管理会社であります。

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社取締役)

5. 特別利害関係者等 (当社代表取締役の配偶者)

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

株式会社 a n d U S

取締役会 御中

フェイス監査法人

東京都渋谷区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

中川俊介
枝川哲也

指定社員

業務執行社員

公認会計士

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 a n d U S の 2024 年 12 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの第 14 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 a n d U S の 2025 年 11 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の 2024 年 11 月 30 日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上